



高知労働局発表
平成25年5月30日

【照会先】

高知労働局雇用均等室

室長

桑原 光照

地方育児・介護休業指導官

込山 由美

(電話)088(885)6041

報道関係者 各位

平成24年度育児・介護休業等に関する相談状況等について

～就業規則等の整備に関する相談が増加～

高知労働局（局長 櫻井恵治）は、平成24年度の育児・介護休業等に関する相談状況を取りまとめました。

1 育児・介護休業法に関する相談状況

育児・介護休業等に関する相談は3,251件と前年度(1,372件)と比較し、2倍以上増加しています。事業主からの相談が3,032件と前年度(1,157件)の2.6倍の相談がありました(1頁 図1)。これは、平成24年7月1日から育児・介護休業法で一部適用猶予されていた制度が、労働者数100人以下の企業に全面適用となったため、就業規則の整備に関する相談が増加したためです(資料1参照)。

2 労働者からの育児・介護休業に関する相談状況

労働者からの相談139件のうち育児関係の相談は126件、介護関係の相談は13件でした(2頁 表1)。

そのうち、最も多かった相談は育児休業に関するもの43件で休業に関する不利益取扱いを含めると56件(44.4%)となり、前年度より8件増加しました(3頁 図3)。育児休業に関する相談のうち、制度に関する問い合わせを除いた「個別の権利の侵害に関する相談」は34件で前年度より5件増加し、主に正社員の女性労働者から取得要件や退職勧奨等に関する相談が多くありました(4頁 図4～8)。労働者に法律に関する情報を提供することにより「自主的解決」が図られたケースが多かったことから、労使双方に法律に関する正確な知識が不足するためにトラブルが生じたものと思料されます(4頁 図8)。

労働者からの介護関係の相談のうち最も多かったのは「休業関係」7件、次いで「介護休暇」4件です(5頁 図9)。

3 今後の対応

高知労働局では、改正育児・介護休業法の施行に伴い、平成23年度より2年間にわたり説明会、個別企業への周知等あらゆる機会を捉え、周知啓発を行ってきました。

しかしながら、労働者からの相談のうち、育児休業に係る個別の権利の侵害に関する相談件数が増加傾向にあることから、育児休業制度等を利用しやすい職場環境を作るため、女性労働者が多い中小企業を中心に個別事業所訪問を実施し、育児・介護休業法に沿った就業規則の整備を進めるとともに、育児休業等に関する経済的支援措置として「両立支援助成金」の活用等について今後も周知し、各企業の『両立支援に向けた取組』を一層支援していく方針です。(資料2、3参照)。

【資料】

- 1 育児・介護休業法のあらまし
- 2 「両立支援助成金（平成25年度）」
- 3 「育児休業や介護休業をする方を経済的に支援します」